

本市の高齢者福祉サービスのうち 介護保険のサービス以外の 高齢者生活支援サービス

介護保険制度の導入にともしない 高齢者の福祉サービスをさらに充実

いよいよ今月から介護保険制度がスタートしました。この制度は、介護を社会全体で支える新しい仕組みです。しかし、支援が必要な高齢者を介護保険制度だけで支えられるわけではありません。
市では、これまでさまざまな高齢者福祉施策を行ってききましたが、介護保険制度の開始に伴って役割も大きく変わるため、今回大幅な見直しを行いました。
ここでは、市が実施する介護保険サービス以外の高齢者の生活支援サービスなどについてお知らせします。

お問い合わせ 高齢者福祉課福祉係(内線340)

① 高齢者配食サービス事業

ひとり暮らしなどで買い物や調理が困難な方に、安否を確認しご家庭まで食事をお届けするサービスです。

■サービスの対象者
おおむね65歳以上の虚弱な高齢者で以下の項目に該当する方。

- ・ひとり暮らしの方
- ・高齢者のみの世帯の方
- ・昼食又は夕食の時間帯にご家族の方が不在になられる方

■サービスの利用回数

昼食	1~3回/週
夕食	1~3回/週

*ただし、昼食と夕食の利用回数は併せて、週当たり4回以内の利用になります。

■サービスの費用

1食あたり 400円

② 高齢者ホームヘルプサービス事業

要介護認定で非該当となった方や、退院予後など一時的に介護が必要となった方などに対して、ホームヘルパーがご家庭を訪問して家事の援助や通院介助などのお世話をを行います。

家事援助サービス	身体介護サービス
買い物 調理 洗濯 掃除 など	食事の介助 排泄の介助 入浴の介助 着替の介助 通院の介助 など

■サービスの費用

家事援助	
・1時間未満	160円
・1時間以上1時間30分未満	230円
・以後30分増すごとに	90円
身体介護	
・30分未満	220円
・30分以上1時間未満	410円
・1時間以上1時間30分未満	600円
・以後30分増すごとに	230円

*生活保護世帯は無料

③ 高齢者デイサービス事業

要介護認定において「非該当」となった方や、自宅に閉じこもりがちな高齢者の方に、デイサービスセンターまで通所していただき、参加者同士の交流、レクリエーションなどを通じて生きがいや健康づくりの機会を作ります。

■サービスの利用回数

週あたり 1~2回

生活保護世帯	480円(昼食代)
上記以外の世帯	1140円(昼食代含む)

④ 老人日常生活用具給付事業

安全用器具である電磁調理器、自動消火器などを給付するサービスです。

■サービスの対象者

おおむね65歳以上で虚弱なひとり暮らし等の高齢者。

■サービスの費用

所得に応じて、一部又は全部をご負担いただく場合があります。



⑤ 高齢者寝具乾燥事業

虚弱な方で寝具の乾燥が困難な方に寝具の乾燥・丸洗いをを行います。

■サービスの対象者

虚弱な高齢者で以下の項目に該当する方。

- ・ひとり暮らしの方
- ・高齢者のみの世帯の方
- ・なたきりの方

■サービスの利用回数

寝具乾燥	10回/年
寝具の丸洗い	2回/年

■サービスの費用

寝具乾燥・寝具の丸洗いとも
1回 300円

*生活保護世帯は無料



この一覧の薄い青色の部分についての説明が左の①~⑪です。

主な高齢者福祉サービス一覧

介護保険のサービス		本市の生活支援サービス
施設サービス	在宅サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ●指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設 ●指定介護療養型医療施設 <ul style="list-style-type: none"> ・療養型病床群 ・痴呆疾患療養病棟 ・介護力強化病院 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護(ホームヘルプサービス) ●通所介護(デイサービス) ●短期入所生活介護(特別養護老人ホームのショートステイ) ●訪問入浴介護 ●福祉用具貸与・給付 ●居宅介護(支援)住宅改修費 ●訪問リハビリテーション ●訪問看護 ●通所リハビリテーション(老健施設のデイケア) ●短期入所療養介護(老健施設・療養型病床群のショートステイ) ●痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) ●居宅療養管理指導 ●特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム・ケアハウスでの介護) 	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者配食サービス事業 ②高齢者ホームヘルプサービス事業 ③高齢者デイサービス事業 ④老人日常生活用具給付事業 ⑤高齢者寝具乾燥事業 ⑥ひとり暮らし老人に対する家賃助成事業 ⑦高齢者住宅改良助成 ⑧高齢者短期入所事業 ⑨在宅高齢者介護者見舞金支給事業 ⑩在宅介護支援センターの相談サービス ⑪あんしんホットライン事業 ⑫介護者リフレッシュ事業 ⑬養護老人ホームへの入所

*施設サービス・グループホームについては介護保険の要介護認定における要支援者は利用できません。